

第1条 契約の目的

この契約は、ハート共済保障【(株)ハート・ハート共済保障本部、以下共済保障という】の趣旨に賛同された加入者が葬祭施行前に規定の契約金額を納めることにより加入者並びに同居家族が死亡の際、所定の葬祭施行を請求する権利を取得し、当共済保障提携(株)セレモが葬祭の施行を行う義務を負うことを目的とします。預かり金は、施行の際にその費用として替えることとします。

第2条 加入者のご利用

- 1) 本契約は、原則として加入者並びに同居家族の方に限りご利用になれます。
- 2) 同居家族以外の方がご利用の場合は、名義変更しご利用になれます。
- 3) 相続による名義変更については、加入者証及び相続人を確認するための書類（名義変更に係る責任等を明確にした書類など）をご提出いただくとともに、相続発生の実事を確認するための書類（除籍謄本、戸籍謄本）をご提示いただくことにより可能です。尚、相続人が解約を申し入れる場合も（事前に）名義変更手続を行っていただく必要があります。
- 4) 名義変更が必要な場合は、手数料として1,050円（消費税込）を申し受けます。

第3条 加入の申込

- 1) ご加入のお申込は、当共済保障所定の加入申込書に必要事項を記入し記名・押印の上、第5条会員価格を納めるものとします。ご加入に先立ち(株)ハートは、規約を説明してお渡します。
- 2) 規約第5条の納入金額が当社で確認された日をご加入日となります。

第4条 加入者証

- 1) 当共済保障は、前項の加入申込書により所定の加入手続きを行い、速やかに金額を明示した当共済保障の加入者であることを証する「加入者証」を発行致します。
- 2) 二分割加入の場合は、1回目の入金後に「仮加入者証」を発行し、2回目の入金後に「加入者証」を発行致します。（「加入者証」発行後は、「仮加入者証」は必要ありません。）

第5条 払込方法

- 1) 納入金額は、会員価格のお支払いとなります。

コース	会員価格
いずみコース	26万円

- 2) 納入金額は、一括又は二分割払い（2ヵ月以内）とします。別途、施行時に消費税相当額をお預かりします。消費税相当額を含む支払総額は、いずみコース273,000円となります。
- 3) 納入金は、加入者が直接、当社指定の口座（千葉銀行・ゆうちょ銀行）に振り込むものとします。

第6条 領収証の発行

当社指定の口座（千葉銀行・ゆうちょ銀行）の振り込み受領書を領収証に代えさせていただきます。

第7条 葬祭施行の保障及び開始

- 1) 加入者死亡の際、第5条に掲げる葬祭施行を保証します。
- 2) 加入者は納入金額をお振込いただいた日から施行の保障が開始されます。

第8条 葬祭施行

- 1) 当共済保障は、この規約に基づく契約が成立し、加入者が葬祭施行を受けるようになった時、当共済保障提携(株)セレモが葬祭施行致します。
- 2) (株)セレモと業務委託契約を締結いたしております。
- 3) 葬祭施行の保障は当共済保障提携(株)セレモ以外でなされた場合は、適用されません。

第9条 役務サービス等の提供

- 1) 当共済保障提携(株)セレモは、加入者家族等から請求があり次第、打ち合せにより取り決めた日にこの契約に従って、役務サービス等の提供をします。
- 2) 加入者家族等が役務サービス等の提供を請求する場合、加入者証をご提出いただきます。
- 3) 契約時からの年数が経過し、契約した役務サービス等の貸与・物品の給付ができない場合には、施行時の役務サービス等の中から契約時の品目の物品と実質的に同等な物品を代替して提供するものとします。
- 4) 万一の時はセレモ葬儀施行本部（提携）【(代表) 047-424-4444 ☎0120-02-4444】に直ちにお電話をお掛け下さい。（年中無休・24時間営業）

第10条 契約以外の役務サービス等の提供及び費用

いずみコースの対象となっていない役務サービスの提供を希望する場合等、契約金額以外に費用が発生する場合には提携(株)セレモは施行に先立ちあらかじめ必要と思われる内容を説明し了解を得ることとします。但しその費用はご負担していただきます。

第11条 加入者証の再発行

『加入者証』を紛失したり、破損した時は、その旨の届出があれば再発行致します。但し、この場合は手数料として1,050円（消費税込）を申し受けます。（「加入者証」発行後は、「仮加入者証」は必要ありません。）

第12条 住所変更等の届出

- 1) 加入者が住所、その他連絡先を変更した場合は、速かに当共済保障に届け出て下さい。
- 2) 加入者が前項の通知をされなかった場合は、最終の住所（最終の連絡場所を含む）宛に発した通知は、加入者に到達したものとみなします。

第13条 営業地域

当共済保障の営業地域は、千葉県全域及び東京都江戸川区、江東区、葛飾区、墨田区、茨城県北相馬郡(利根町)、守谷市、取手市、龍ヶ崎市、稲敷市、稲敷郡全域、牛久市、坂東市、常総市、つくばみらい市、つくば市全域とします。

第14条 地域外への転居

加入者が営業地域外に転居し、葬祭施行をしなければならなくなった場合は当共済保障が転居先の業者を斡旋致します。斡旋が出来ない場合には住民票等を確認の上、納入金額を全額返金致します。

第15条 契約の解除

- 1) このハート共済保障契約は、加入者の申し出により解約する事ができます。但し納入金額から所定の手数料20%を差引いた金額を、解約の申し出のあった日から45日以内に原則として本人の口座に振込みます。
- 2) 加入者以外の解約の申し出については加入者にその意思を確認させていただくことがあります。この場合、加入者の印鑑証明をいただく場合もあります。
- 3) 当共済保障が加入者に対し、この契約に基づく葬祭施行を提供することができなくなった場合等、契約の目的を果たせなくなった時は、当共済保障は、加入者の支払済金額を加入者に返金致します。
- 4) 生活保護法に基づく生活保護を受けられることになった場合の解約については、納入金額を加入者本人に直接お返しします。

第16条 お問い合わせご相談窓口

この契約についてのお問い合わせ等は次の場所で行っておりますので、ご相談下さい。

- 1) (株)ハート・ハート共済保障本部事務センター
住所 〒273-0001 千葉県船橋市市場4-16-2
電話 047-426-0123（代表）
- 2) この規約をよくお読みいただき十分納得された上でご加入申込をして下さい。

クーリング・オフ

- 1) 訪問販売でハート共済保障の加入申込をされ、振込を完了した日を含む8日間を経過するまでは、書面（ハガキ、封書など）により無条件で加入申込みの撤回又は契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」という。）ができ、その効力は当該書面を(株)ハートの「お問い合わせご相談窓口」（第16条参照）あてに発信した日（郵便消印日付など）から発生します。尚、クーリング・オフの通知に要する費用については、加入申込者又は加入者の負担となります。
- 2) クーリング・オフを行った場合は
 - ① クーリング・オフに伴う損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。
 - ② すでに納入金額をお支払いいただいている場合には、速やかにその金額の返還を受けることができます。この場合返還に要する費用は(株)ハートが負担します。
 - ③ ハート共済保障契約に基づき、すでに役務サービス等の提供を受けた場合、当該役務サービス等の対価その他の金銭の支払義務はありません。
- 3) 尚、ご葬儀の施行に係る役務サービスの提供を受けた場合、特定商取引に関する法律第26条第3項第2号（特定商取引に関する法律施行令第6条の3第4号）によりクーリング・オフを行うことはできませんので、予めご了承下さい。
- 4) 上記のクーリング・オフの行使を妨げるために(株)ハートが不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、(株)ハートから交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは書面によりクーリング・オフを行うことができます。

第17条 個人情報の取得・利用に関すること

当社は、本規約に基づくハート共済保障契約に係る施行、宣伝印刷物の送付等営業案内、冠婚及び葬祭に係る関連業務の利用目的を達成するため、個人情報（加入者の氏名・住所・契約番号・契約コース名・金融機関振込口座・加入者の前受金残高・年齢・生年月日・電話番号・e-mailアドレス・施行利用状況・家族の氏名等）をあらかじめ文書により加入者の同意（確認書）を得て取得、利用します。

また、保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定を行います。

第18条 第三者提供に関すること

- 1) 当社は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。但し、次の場合は除きます。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2) 尚、次の場合において、個人情報の提供を受ける者は、個人情報の提供にあたりあらかじめ、本人の同意を得るべき第三者に該当しないものとします。
 - ① 業務委託に伴う個人情報の委託（前条に規定する利用目的の達成に必要な範囲に限る。）
 - ② 合併等による事業の継承に伴う個人情報の提供（合併等後も合併等する前の利用目的の範囲内の利用に限る。）
 - ③ 個人情報を共同利用する場合（共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限る。）

第19条 宣伝印刷物の送付の停止に関すること

加入者は、営業案内等宣伝印刷物の送付の停止の申し出をすることが出来ます。

停止の申し出は、第21条に記載の（個人情報に関するお問い合わせ）先までご連絡下さい。

第20条 個人情報の開示・訂正・削除に関すること

加入者は、当社に対して、加入者自身の個人情報を開示するよう請求ができ、開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、当該情報の訂正又は削除の請求ができます。

開示・訂正・削除等の申し出は、第21条に記載の（個人情報に関するお問い合わせ）先までご連絡下さい。

第21条 個人情報に関するお問い合わせ

宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出や個人情報の開示・訂正・削除等の加入者の個人情報に関するお問い合わせは、下記の当社会員室までお願いします。

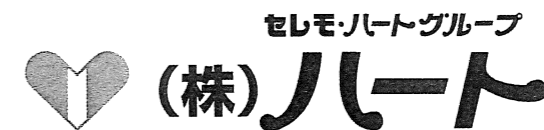
株ハート・ハート共済保障

〒273-0001 千葉県船橋市市場4-16-2 電話：047-426-0123

消費税についての取り扱い

この契約規約に係る消費税は、5%で表示しています。

- 1) 消費税は、役務を利用された時（施行時）にお預かりします。
- 2) 手数料等が発生した場合は、その発生時にその時の消費税率でお預かりします。
なお、消費税率の変更など本取り扱いと法令とが異なることとなった場合には、法令が本取り扱いに優先して適用されますので了承下さい。



〒273-0001 千葉県船橋市市場4-16-2
☎047-426-0123(代表)

平成 23 年 6 月 6 日

社団法人 全国消費生活相談員協会
菅 美千世 理事長 殿

平成 23 年 5 月 23 日付の「ご連絡」についての回答書

平成 23 年 5 月 23 日付で社団法人 全国消費生活相談員協会様からいただきました「ご連絡」において、弊社から回答いたしました改善・是正に一定の評価をいただいたことと確認させていただきました。しかしながら、2 点の確認事項があるとのことでしたので、下記のとおり回答申し上げますのでご査収ください。

- 1 ご指摘をされました「新規約」の「ハート共済保障価格」を誤読のおそれがあるとの件に関しまして、別紙（新規約予定の校正紙）を添付いたしましたとおり、いずみコースの会員価格（26 万円）のみの記載とし、是正いたしました。
- 2 「新規約」の実施開始の期日ですが、平成 23 年 7 月 21 日に決定しております。新規約使用開始後は、現行規約（旧規約）はすべて廃止とし、新規約の内容、使用につき、従業員への周知、教育をいたします。

尚、「アンケートはがきの写し」のご返送、ご理解とご協力ありがとうございました。御礼申し上げます。

以上

〒273-0001 千葉県船橋市市場 4-16-2

株式会社 ハート

代表取締役 横川

電話 047-426-0123

